

事務事業及び予算の執行実績

静 西 教 育 事 務 所

目

次

事務事業の概要	1
事業の根拠法令調	17
健康管理	19
職員配置調	20
預金調	21
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	22
公有財産調	24
事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調	25
主要備品調	26

事務事業の概要

1 概況

(1) 沿革

平成 19 年 4 月 1 日 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部改正により、中部教育事務所及び西部教育事務所を廃止・統合し、静西教育事務所を掛川市（静岡県総合教育センター内）に設置した。機構は、総務課（総務係・経理係）、教職員課、学校教育課とした。

平成 21 年 4 月 1 日 静岡県教育委員会事務局の組織再編に伴い、総務課（総務係・経理係）、教職員課の 2 課となる。

平成 26 年 4 月 1 日 静岡県教育委員会事務局の組織再編に伴い、総務課（総務係・経理係）、地域支援課の 2 課となる。

平成 29 年 4 月 1 日 静岡県教育委員会事務局の組織改編に伴い、総務課総務班、地域支援課（人事担当・指導担当）となる。

(2) 運営方針

令和 6 年度

◎ 本県の未来を担う「有徳の人」の育成のため、各市町並びに学校・園(以下、学校)の実態を把握し、学校組織の活性化や教職員一人一人の資質・能力の向上を図る。

<キーワード> 『見通す』『把握する』『支援する』

予測困難な時代に突入し、学校を取り巻く教育課題が山積している今、多様な価値観を認め、誰一人取り残すことのない支援体制を構築することが求められている。

静西教育事務所は、ワンチーム静西として、これからの時代に必要な学校の在り方を「見通し」、各市町教委や学校が抱える課題を「把握し」、変化を恐れない積極性をもって寄り添い「支援する」ことで、一体感をもって子供たちの成長を後押しする。

令和 7 年度

◎ 未来を切り拓く人材の育成と社会を生き抜く力を育む教育の実現に向け、各市町教育委員会（以下「市町」）並びに学校及び園(以下「学校」)の実態を把握し、学校組織の活性化や教職員一人一人の資質・能力の向上を図る。

<キーワード> 『見通す』『把握する』『支援する』

予測困難な時代に突入し、学校を取り巻く教育課題が山積している今、多様な価値観を認め、誰一人取り残すことのない支援体制を構築することが求められている。

静西教育事務所は、「問い直しから創造へ」の改革理念のもと、ワンチーム静西として、これからの時代に必要な学校の在り方を「見通し」、市町及び学校が抱える課題を「把握し」、変化を恐れない積極性をもって「支援する」。

令和8年度

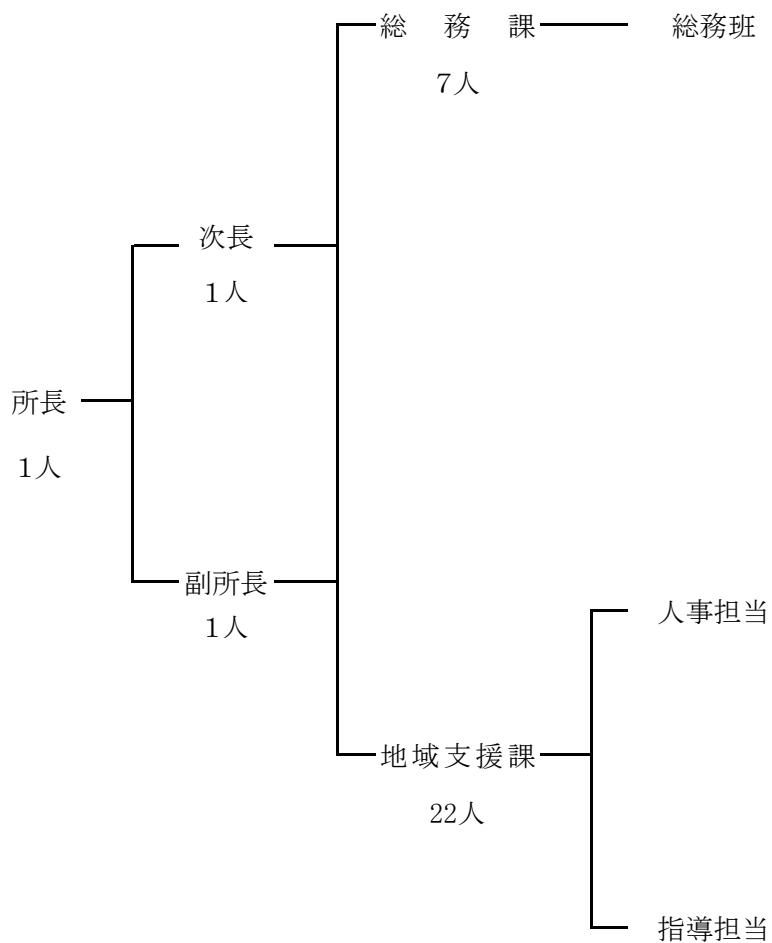
◎ 未来を切り拓く人材の育成と社会を生き抜く力を育む教育の実現に向け、各市町教育委員会（以下「市町」）並びに学校及び園（以下「学校」）の実態を把握し、学校組織の活性化や教職員一人一人の資質・能力の向上を図る。

<キーワード> 『見通す』『把握する』『支援する』『繋ぐ』

社会が急激に変化する予測困難な時代において、市町及び学校が直面する課題を解決し、持続的な発展につなげていくための支援体制を構築する必要がある。

静西教育事務所は、「問い直しから創造へ」の改革理念のもと、ワンチーム静西として、これからの時代に必要な学校の在り方を「見通し」、市町及び学校が抱える課題を「把握し」、変化を恐れない積極性をもって「支援し」、他者と共同しながら新たな価値を生み出していけるよう、地区間・市町間・学校間を「繋ぐ」支援体制を構築・強化する。

(3) 組織 (令和8年4月1日現在)



次長兼総務課長	(1) 人
班 長	1
主 査	3
主 任	2
主 事	1

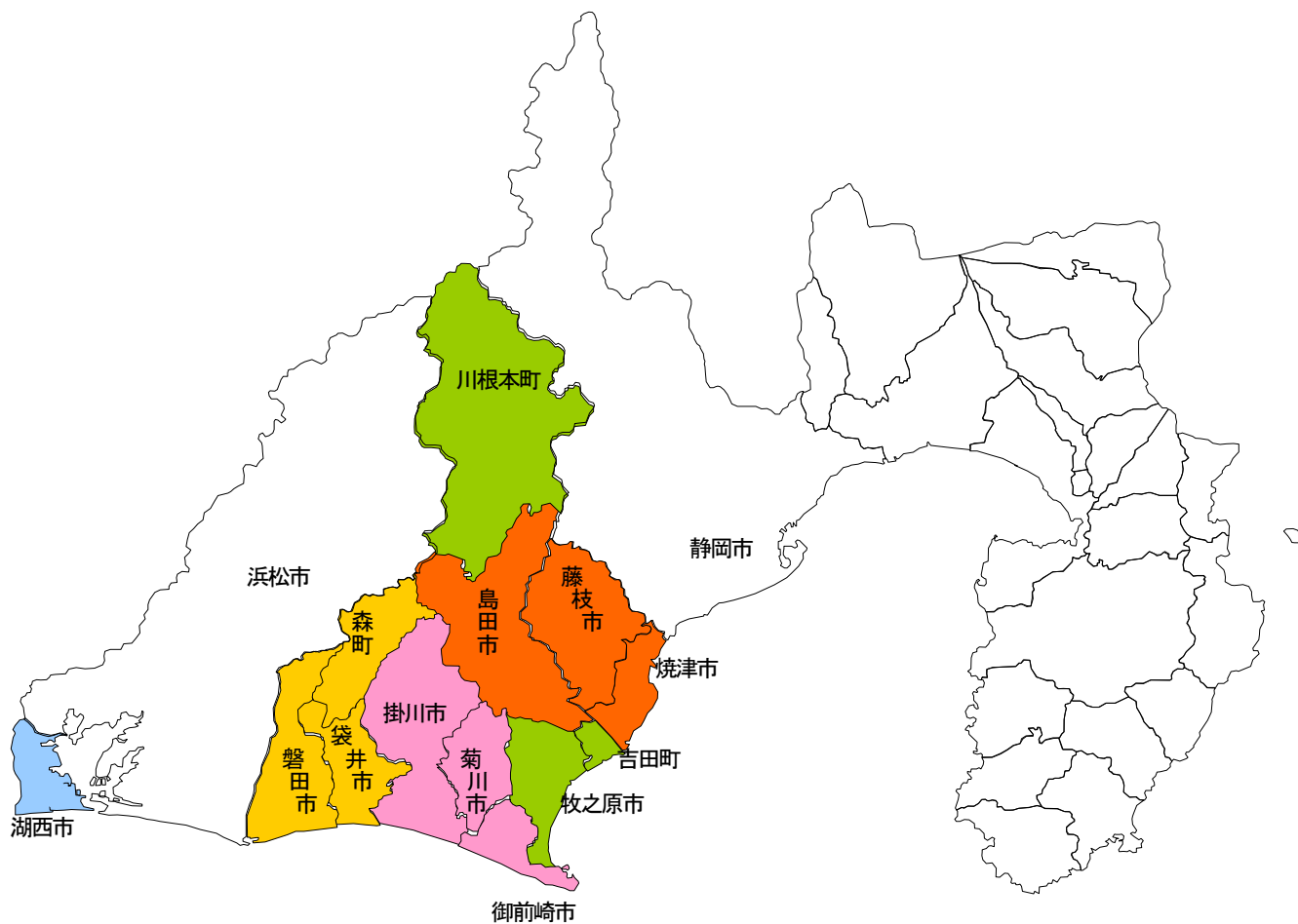
副所長兼地域支援課長	(1) 人
人 事 監	1
参 事 (人 事)	4
指 導 監	1
参 事 (指 導)	2
教育主幹(指導主事)	1
教育主査(指導主事)	10
教育主任(指導主事)	1
主 査	2

職 員 数 計 32人

職 名	人 数
会計年度任用職員	3人

(4) 管内概況

ア 静西教育事務所管内 10市・3町



イ 管内及び政令市学校数等一覧（県立中学校を除く）

（令和8年4月7日現在）

	市町教委数	小学校			中学校			義務教育学校		
		学校数	児童数	教職員数	学校数	生徒数	教職員数	学校数	児童生徒数	教職員数
静西管内	13	131	45,231	2,999	64	24,846	1,691.5	2	228 前：132 後：96	38 前：18 後：20

※ 教職員数は、加配も含めた総配当数

(5) 管内教育委員会一覧

教育委員会名	学校数			教職員数		児童生徒数		教 育 長	
	小	中	義務教育学校	小	中	小	中	氏 名	就任年月日
島 田 市	13	6		313.5	163.0	4,492	2,363	山中 史章	令 4.4.1
磐 田 市	20	10		517.5	279.0	7,947	4,194	山本 敏治	令 4.8.1
焼 津 市	13	9		348.0	222.0	5,829	3,223	羽田 明夫	令 2.4.1
掛 川 市	21	9		421.0	208.5	5,963	3,224	佐藤 嘉晃	平 30.4.1
藤 枝 市	17	10		393.5	248.0	6,542	3,665	中村 禎	平 30.4.1
袋 井 市	12	4		305.0	158.0	4,658	2,571	山本 裕祥	令 8.4.1
湖 西 市	6	5		152.5	117.0	2,350	1,399	松山 淳	令 6.4.1
御 前 崎 市	5	1		104.0	37.0	1,270	526	吉村紳治郎	令 5.4.1
御前崎市牧之原市 学 校 組 合		1			19.0		307	〃	令 5.4.1
菊 川 市	9	3		175.0	85.5	2,416	1,294	赤堀 智生	令 7.4.1
牧 之 原 市	8	2		132.0	58.0	1,751	872	橋 本 勝	平 30.4.1
牧之原市菊川市 学 校 組 合	1	1			13.0		84	〃	平 30.4.1
市 計	125	61	0	2862.0	1608.0	43,218	23,722		
吉 田 町	3	1		81.0	45.5	1,290	714	山田 泰巳	令 2.4.1
川 根 本 町			2	18.0	20.0	132	96	石原 一則	令 6.8.21
森 町	3	2		56.0	38.0	723	410	野口 和英	令 5.4.1
町 計	6	3	2	155.0	103.5	2,145	1,220		
合 計	131	64	2	3017.0	1711.5	45,363	24,942		

※教職員数は令和8年4月7日（県基準日）現在の配当数とし、児童生徒数は同4月7日在籍数とする。

※教育長名は令和8年4月1日現在とする。

※川根本町については、前期課程を小へ、後期課程を中へ計上。

2 課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）並びに評価及び改善

(1) 総務課（総務班）

学校事務の適正化、効率化の推進や学校事務をつかさどる事務職員の学校経営への参画意識の向上、専門的知識向上の支援に努めた。

ア 義務教育教職員給与費等の支払い事務

給与・旅費等を適正に支払うため、下記エ（ア）の研修会等を実施することにより、各学校の事務担当者との情報共有を積極的に行い、正確かつ効率的な事務処理を推進した。

また、事務処理の簡素化を図るため、計算事務の電算化、提出書類の電子化を進めた。

旅費予算執行管理については、各市町の執行状況を踏まえ、各市町における学校間の調整状況に応じ、細やかな配分調整に努めた。

◎ 成果と改善

各研修会、会議等での直接支援及び共同学校事務室設置による共同処理により、教育事務所の目的である「経理事務の適正化」については、十分理解され、給与システムの入力誤りは減少傾向にある。適正化の維持のため、今後も共同学校事務室と注意事項を共有していく。

旅費予算執行管理については、各市町の執行状況を毎月把握することで、限られた予算を有効活用することができた。

イ 国庫補助金等事務指導

市町及び学校に対する各種国庫補助金事業について、各市町担当者と連絡を密にし、執行の適正化のための指導、助言を行うとともに、市町への指導訪問を行った。

（令和6年度・・・7市町、令和7年度・・・8市町）

また、政令市及び管内市町担当者に対して、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金について研修会を行った。

（令和6年度・・・2回、延べ45人、令和7年度・・・2回、延べ44人）

◎ 成果と改善

国庫補助金等の事務執行に係る市町からの質問に対する対応を随時行った。

市町への指導訪問では、関係書類等の確認を行い、補助金交付が適正に行われているか、指導、助言を行った。

なお、研修会においては、主に日常の事務処理の基本的な注意点を再確認した。特にグループワークでは、小グループごとに、各市町における事務処理方法などについて情報交換する時間を設けることで、市町担当者間の連携強化と課題解決につなげることができた。

（アンケート結果 令和6年度 満足・・・36% 令和7年度 満足・・・57%）

ウ 調査統計事務

国及び県において実施する各種調査について、迅速かつ正確な事務処理を行うため、市町教育委員会に対する指導及び助言を行った。

(7) 学校基本調査（5月）

(4) 地方教育費調査（6月）

◎ 成果と改善

調査実施主体から提供された調査票について、事前に保有するデータと照合し、市町へ提供することにより提出後の修正箇所を減らし、迅速かつ正確な事務処理をすることができた。市町、県双方の事務負担軽減が図られた。

エ 事務職員の研修

(7) 各種研修会

県費職階に応じ、研修会等で専門性の向上を図るとともに、学校を訪問し直接支援を行った。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度予定
統括室長等会議	3回	2回	2回
室長・事務主幹会議	2回	2回	2回
調整担当等リーダー研修会	1回	2回	2回
チューター(相談員)研修会	1回	1回	1回
新規採用事務職員研修会	3回 各3人	3回 各6人	3回 各3人
給与事務等支援訪問	13校	4校	市町と調整 の上決定
共同学校事務室訪問	13室	13室	

(イ) 事務職員チューター制度による支援

新規採用事務職員、経験2年未満の事務職員、臨時事務職員等、経験の浅い事務職員に対して、基礎知識を習得し実践的事務処理能力を養うため、チューターを各市町の共同学校事務室の分掌に位置づけることにより、学校事務全般についての指導、相談の体制整備を行った。

「チューター研修会」を本年度も実施し、各市町におけるOJT機能向上及びチューターによる指導及び相談体制の確立を継続的に支援する。

(ウ) 事務職員実務体験研修

事務職員の実務理解向上を図るため、当事務所総務課総務班において小中学校事務職員が、給与、会計年度任用職員報酬等の支払に関する業務の実務研修を1人当たり2日間実施した。

(令和6年度・・・8人延べ16日間実施 令和7年度・・・3人延べ6日間)

◎ 成果と改善

統括室長等会議並びに室長・事務主幹会議では、学校事務に関する協議、事務職員の育成に関する課題の共有を行う。当面する諸課題について情報共有する機会であり、特に情報交換は市町相互に参考となる取組を得る機会となっている。統括室長等会議では、学校経営における職と職務の再編（協力地区：湖西市）を見据えた、共同学校事務室の機能向上の推進についても協議する。

調整担当等リーダー研修会は、ミドルリーダーとしての資質向上を図るとともに、事務処理に関する専門的知識の理解を深める。また、各共同学校事務室の実情等を情報交換し、運営の参考となる情報の共有機会として実施する。

新規採用事務職員研修会は基礎知識（実務）を習得し、根拠に基づいた事務処理を行うための研修機会であり、持続的で効率的な研修運営のため、eラーニングを拡充し、引き続き、新規採用者の育成のため継続して実施する。

給与事務等支援訪問は、給与・旅費・税金等の適正な事務処理状況を確認するとともに、給与制度・旅費制度の理解を深める機会となっている。

(イ) 事務職員の育成に関する通知等

前各研修に当たっては、次の各通知等の趣旨に沿う内容で実施している。

a H30. 9. 21西教総第85号「公立小・中・義務教育学校「共同学校事務室」の設置に関する指針

について」

b R 2. 10. 20教義第661号「静岡県公立小・中・義務教育学校事務職員キャリアプランの策定について」

c R 4. 9. 5西教総号外「小中学校事務職員のキャリア開発研修について」

d R 7. 1. 30教義第855号「学校経営における職と職務の再編『学校事務再編』について」

e R 7. 1. 30教義第856号「市町立小中学校教員、事務職員等の標準的職務について」

(2) 地域支援課

子ども・保護者・地域の信頼に応え、子どもにとって真に魅力ある学校をつくるためには、校長の学校経営を最も身近で支える市町教育委員会の主体的な取組に対する指導・支援が不可欠であり、その促進、更にはその質的向上を協力して進めるため、学校現場の指導力向上に係る指導・支援と、機能的な学校組織運営に係る人的支援の一体化を図る指導・支援体制の確立に努めた。

ア 人事担当

(7) 市町教育委員会及び校長会等との連携

教育行政の充実と効率化を図るため、市町教育委員会教育長連絡協議会及び市町教育委員会課長等会を開催した。年間を通して計画的に市町教育委員会の主体的な取組を支援する協議内容を組み入れた。

また、年間を見通して計画的、効率的に管内校長会及び地区校長代表者会を開催し、教育行政の主要な課題等について協議を行い、情報の共有化と意見聴取に努め、連携の強化を図った。

名 称	対象	令和6年度		令和7年度	
		日数	日付	日数	日付
教育長連絡協議会	13市町	4	4/12, 7/9 10/4, 11/18	4	4/11, 7/7 10/3, 11/17
市町教育委員会課長等会	13市町	4	5/7, 7/9 10/4, 11/18	4	5/7, 7/7 10/3, 11/17
市町人事担当課長等会	13市町	2	1/24, 2/6	2	1/23, 2/6
地域支援会議	13市町	3	4/30～5/21 7/24, 11/25	3	5/2～5/26 7/25, 11/27
管内校長会	208校	2	4/19, 11/18	2	4/18, 11/17
静西校長代表者会	23校	4	5/7, 7/9 10/4, 11/18	4	5/7, 7/7 10/3, 11/17

◎ 成果と改善

a 教育長連絡協議会

市町教育委員会との連携を深め、支援の強化を図ることができた。人事に関する要望については、管理職人事と管理職以外の教職員の人事の2回に分けて意見・要望の調査を行い、集約した意見を基にして協議を行うことで、会の効率化と人事異動方針の浸透が図られ、計画的な人事に結び付けることができた。

b 市町教育委員会課長等会、校長代表者会

市町教育委員会課長等会、校長代表者会においては、リモート開催時でも全体会終了後

に地区別分散会を実施し、各地区の現状や課題を共有したり、意見交換を行ったりした。出された意見は所内で共有し、所管事業や日常業務の改善へ反映させていくよう心掛けた。

c 地域支援会議

地域支援会議は、年間3回実施した。第1回は、学校訪問を実施する前段として、地域支援課員が市町教育委員会を訪問し、市町の教育方針を聞いたり、地域支援課としての方針を説明したりすることで、学校への指導・支援の在り方について共有することができた。

第2回は、国立大学法人静岡大学教育学部 准教授 塩田 真吾 氏を講師として招聘し、「未来を切り拓く人材の育成と社会を生き抜く力を育む教育」について講話をしてもらった。第3回は、中部健康福祉センター相談部長兼中央児童相談所長 市原 眞記 氏から児童相談所での子どもや保護者への支援から見られる現状」講話があり、虐待やいじめ等の対応の現状や学校、市町教育委員会との連携について理解を深める場となった。分散会では、各市町としての対応や課題について情報交換をすることができた。

このように、教育事務所と市町教育委員会がともに学び、協議を行うことで、連携や協働への理解を深めることができた。

(イ) 学校訪問による学校への指導・助言

学校経営や教職員の組織上の課題等を具体的に把握し、人事管理の資料にするとともに、直接、管理職や主任等に対してきめ細かな指導・助言を行った。

- a 所長・副所長・次長による市町教育委員会訪問(4月～3月)及び新任校長校訪問等(5月～9月)
- b 地区担当参事による学校訪問(5月～11月)
- c 義務教育課による定数管理調査(6月)、加配校訪問への参事同行(11月)

◎ 成果と改善

a 市町教育委員会訪問及び新任校長校訪問

年3回の市町教育委員会訪問により、教育施策等の進捗状況や学校運営状況等を把握するとともに、管理職登用に関する情報交換を行うことで、年度末人事異動に生かすことができた。また、新任校長校訪問では、新任校長の学校経営の状況を把握するとともに、充実した学校経営を推進するため、教頭や教務主任への面談を通して校長の考える経営方針の理解を深める機会を設け、支援を行うことができた。(令和6年度実績：小学校31校、中学校10校(ふじのくに中を含む。))令和7年度実績：小学校32校、中学校6校)

b 人事管理訪問

指導と管理の一体化をめざし、学校のニーズに応じ、人事管理訪問に指導主事が同行する同行訪問を実施した。(令和6年度22校、令和7年度)

同行訪問においては、指導主事が研修主任と面談したり、授業参観したりすることによって、授業改善の状況や校内研修充実に向けての課題等を把握し、定期訪問とつなげた。その結果、新任校長校訪問、人事管理訪問、指導訪問とあわせ、同一校に継続的な支援と見届けをすることができた。市町教育委員会との協議の上、学校経営への支援が必要な学校に対して意図的に同行訪問を実施することにより課題にあった指導を行うことができた。

c 定数管理調査及び加配校訪問

令和6年度は学級編制実態調査を実施しなかったため、定数管理調査（抽出小学校2校）に参事が同行し、児童生徒数、指導要録等の諸帳簿を確認することにより、在籍管理や就学支援の状況を把握するとともに、学校や市町教育委員会の正確な在籍管理等に対する意識を高めることができた。

特に、校内就学指導委員会、市の就学支援委員会の判断と保護者の意向が異なるケースについては、保護者との面談記録や児童の日頃の様子を記録したものの蓄積の重要性について理解を深めることができた。

(ウ) 適正な人事管理

a 年度末人事異動

(a) 県教委の示した人事異動方針に基づいて人事異動を行った。（令和7年度実績 異動率:27.2% 異動総件数:1329件、令和6年度実績 異動率27.1%、異動件数1,332件）

(b) 広い視野をもった管理職や中核となるリーダーを育成するために、市町教育委員会による推薦交流を実施するとともに、広域交流（管外交流、政令市転、40条転（地教行法第40条による他市町への転出入））を実施した。（令和7年度実績：199件、令和6年度実績：259件）

(c) 確かな教育理念と実践力を有し、熱意に満ちた人材を管理職として登用し、学校組織の活性化を図った。（令和7年度実績：校長登用38人、教頭登用42人、令和6年度実績：校長登用41人、教頭登用45人）

(d) 学校組織の活性化を図るため、市町の人事配置計画に配慮しつつ新規採用教職員を配置した。（令和7年度実績：新規採用教職員149人…小96人・中47人・養教3人・栄養0人・事務3人、令和6年度実績：新規採用教職員149人…小96人・中47人・養教3人・事務3人）

b 臨時的任用教職員及び会計年度任用職員の任用

(a) 産休及び育休取得の本務職員の代替をはじめとして、特休代替、研修代替、欠員補充等の臨時的任用教職員の任用を決定した。（令和6年度実績：796件、令和5年度実績766件）

(b) 中学校免許外教科担当解消、初任研後補充等として会計年度任用職員の任用を行い、市町に派遣した。また、スクールサポートスタッフの全校配置を行った。（令和6年度実績…920件、令和5年度実績…1,046件）

◎ 成果と改善

a 参事の積極的な指導・助言

地区担当参事と市町教育委員会及び校長との個々面接を実施し、それぞれの意見を十分把握することに努めた。また、教職員人事異動方針の重点に即して、学校組織活性化の着実な推進者となる管理職及び教職員の計画的な配置に心掛けた。特に、令和6年度人事異動では、義務教育9年間を見通した指導ができる人材育成のための小中学校間の計画的な異動や新規採用後10年間で3所属での経験を積ませるための異動について、学校の実情に配慮して推進した。その結果、教職員の育成を重点とした適正な異動を行うことができた。

b 女性及び若手の管理職登用

令和7年度人事異動における女性の校長登用数は19人、女性の教頭登用数は18人であった。また、

校長登用における49歳から51歳の若手登用数は4人、教頭登用における44歳から47歳の若手登用数は11人であった。昨年度よりも登用数は進んでおり、引き続き、計画的に女性登用及び若手登用を進めていきたい。（令和6年度実績：女性の校長登用数は11人、女性教頭登用数17人、校長登用における49歳から51歳の若手登用数5人、教頭登用における44歳から47歳の若手登用数10人）

c 任用業務の効率化

臨時的任用教職員及び会計年度任用職員の任用業務については、間違えやすい事務手続きについてICTを活用して作業を自動化することで、手続き方法が統一化され、効率化が図られた。これにより、速やかな任用通知書の交付をすることができた。

d 再雇用制度への対応

再雇用制度の対応としては、再任用希望者や早期退職希望者への情報提供及び希望状況の把握に努め、積極的な支援を行った。再任用制度の運用について改善を進めることで、手続きの簡略化を図り、既退職者再任用対象者でありながら再任用を希望していない方が、事情により、次年度常勤で勤務に就く場合は、臨時でなく再任用者として任用されるように、随時再任用選考面談を実施した。

(I) 勤務サービス及び倫理観の確立と資質向上

a 教職員の信用失墜行為の根絶

人事管理訪問等の訪問時及び校長や教員を対象とした各種研修会の都度、「3ゼロ（わいせつ、交通事犯、体罰）+2（情報の厳重管理、適正な会計及び事務手続き）」の徹底を図った。

b 教職員人事評価制度の円滑な実施

市町教育委員会関係者及び校長・教頭対象の評価者研修を開催するとともに、人事管理訪問を通じて、その運用について指導・助言を行った。これまで、教職員人事評価制度への理解を深めるために、教育総務課の担当者が説明する機会を設けてきたことで、年々制度理解は深まっている。

c 指導力不足教員への対応（実態把握）

年度内に2回その実態把握に努めるとともに、人事管理訪問時において個々の教職員の状況を把握し、対応について市町教育委員会及び校長に指導・助言を行った。

◎ 成果と改善

a 不祥事根絶のための取組

令和6年度は、懲戒処分案件は9件であった。（令和5年度7件）令和6年度は、わいせつ事犯撲滅・交通事犯撲滅を重点にし、人事管理訪問における管理職との面談の中で、各学校の取組を確認することにより、コンプライアンスの意識を高めるよう働き掛けた。特に、6月の「不祥事根絶推進月間」では、人事管理訪問等で具体的な取組を教頭や教務主任に確認するなど意識の高揚に努めた。令和6年度は、わいせつ2件、交通事故・事犯5件、教師の職務義務違反2件という状況を踏まえ、コンプライアンス通信による不祥事根絶研修を推進してきた。全教職員がこの現状を自分事として捉え、教師としての矜持を持ち勤務することの大切さを確認した。

b 初任者への対応

初任者研修をはじめ、人事管理訪問における面接などにおいて、悩みを抱え込まずに同僚や管理

職に相談したり、職場の中で積極的にコミュニケーションをとったりすることなどの働き掛けを行った。また、指導教員に、研修項目「勤務・サービス、生活相談」を有効に活用するよう指導を行った。さらに、参事が初任者研修実践記録を点検し、日頃どのようなことを考えているのか、体調の不良はないか、初任者研修が加重負担になっていないかを確認した。なお、令和6年度、初任者の特休取得者は6名（うち1名は1週間未満、1名は2週間未満）、退職者は1名（年度末退職）である。

c 特休・休職者への対応

年代にかかわらず、精神疾患、悪性新生物による特休・休職者が見られた。学校訪問、市町教育委員会との連携の中で状況を把握し、日頃から定期的な健康診断や早期受診などを心掛けるなどの対策を講じていく必要がある。また、人事管理訪問を中として、時間外勤務等の実情に応じて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる職場環境づくりについて指導するとともに、「やめる へらす かえる」の観点から、教職員の勤務時間管理に対する意識向上を図る必要がある。

(f) 各種研修会等による資質の向上

静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」に鑑み、施策の成果と課題を明らかにし、管理職及び教職員の一層の資質向上に努めた。

[人事担当主催の研修等一覧]

名 称	令和5年度			令和6年度		
	日数	人数	実施期日	日数	人数	実施期日
新任主幹教諭研修会	1		義務教育課主催	1		義務教育課主催
新任教務主任研修会	1	45	5/15 (オンライン)	1	40	5/20 (参集型に変更)
初任者研修実施校指導教員等研修会	1	40	4/14 (オンライン)	1	44	4/14 (オンライン)

[総合教育センター主催研修の一部を担当する研修等一覧]

名 称	令和5年度			令和6年度		
	日数	人数	実施期日	日数	人数	実施期日
新任校長研修	1	28	4/20	1	41	4/17
新任教頭研修	1	35	5/9	1	45	5/9
中堅教員資質向上研修	1(5)	131	5/31	1(5)	145	6/17
マネジメント研修	1(9)	23	9/29	1(9)	24	9/30
初任者研修	1(9)	189	10/4 (中) 10/12 (小)	1(9)	125	10/3 (中) 10/11 (小)

* () 内の数字は、研修全体の日数を示す。

◎ 成果と改善

a 各種研修会等の開催

参集型とオンライン型の混在する研修形態であったが、オンライン型においてもグループ別研修を実施した。各研修会とも高い満足度を得た。特に分散会（グループワーク）での参事の経験を交えた講話は得るものが多いと高い評価が数多く見られた。今後も現場のニーズを的確に把握し、現場での実践に活かせる研修会にできるよう毎年度見直し、改善していく。

b 要請研修への対応

各地区で開催される研修会への講師派遣依頼があった場合には、業務に支障がない限り職員を派遣し、県の施策等について周知を図った。本年度も要請研修により可能な限り講師派遣を行う。

イ 指導担当

(7) 訪問による支援

a 指導訪問

学習指導要領の趣旨の下、各学校の主体性を生かし、指導主事による専門的・技術的な指導と助言を行うことを通して、学校全体の授業力向上、校内研修の活性化及び学校における教育力の向上に向けた複合的な支援を行った。

隔年で指導訪問校を入れ替え、2年間で全ての小・中学校及び義務教育学校を訪問し、前年度に、指導訪問のない学校に対して「学校等支援要請調査」を実施した上で、要請のあった学校に職員を派遣した。

なお、学校等支援研修は、学校が希望する教科領域等の中心授業を実施することとし、担当職員を派遣した。

※()内は、令和6年度の校数

校種 \ 訪問形態	指導訪問校	学校等支援研修	指導訪問なし
小学校	66 (70)	12 (16)	55 (64)
中学校	30 (35)	4 (8)	30 (29)
義務教育学校	1 (0)	0 (0)	1 (2)
合計	97 (105)	16 (24)	86 (95)

b 学校等支援研修

学校、市町教委、研究会等の団体の要請に応じて、指導主事等を派遣し研修を支援した。地域支援課で対応できない場合は、総合教育センターや本庁職員に派遣を依頼し、派遣は、1団体につき年1回を原則とした。

(a) 要請・受諾等の状況 ※ [] 内は、令和6年度の年間総件数

	要請	地域支援課受諾	センター等受諾	応諾不可
件数	39 [35]	23 [28]	9 [5]	7 [2]

(b) 要請団体・内容別受諾状況（地域支援課受諾分）

団体	校内研修	市町教委 主催研修	地区教研	静教研	他
内容	学習指導、教科、総合的な学習の時間、特別活動、 教育課程、生徒指導、特別支援 等				
件数	5 [7]	9 [5]	8 [11]	0 [1]	1 [4]

◎ 成果と改善

a 指導訪問

(a) 成果

- ・多くの学校において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を目指して校内研修に取り組む姿が見られた。
- ・単元を通して資質・能力を育成する意識の高まりが見られた。
- ・具体的な子供の発言や行動を取り上げ、本時の目標と照らし合わせて協議する事後研修が増えた。
- ・事後研修の最後に「研修の振り返り」を意図的に設定したことにより、教職員一人一人が自身の実践を省察し、今後の授業に生かそうとする姿が見られた。

(b) 課題

- ・学習指導要領をもとに、教科の本質（単元を通して育成を目指す資質・能力）をよりの確に捉える必要がある。
- ・学びを深めるための手立て（教師の出番の在り方など）を意図的に行う必要がある。
- ・「子供主体の学び」の実現に向けて、「個別最適な学び」「協働的な学び」等のキーワードをよりの確に捉え、具体的な実践につなげる必要がある。

(c) 課題解決（現状改善）のための方策

- ・指導担当内で研修を重ね、「学習指導要領」「教師用指導資料」「授業改善メッセージ」の趣旨等の理解をさらに深める。
- ・各教科で「授業改善メッセージ」の取組を具現化した「各教科等実践編」を日頃の授業づくりや授業改善の参考に活用し、研修の推進を図るよう伝えていく。
- ・「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」への理解を促すために作成した動画資料を、校内研修等で活用してもらうよう引き続き呼び掛ける。

b 学校等支援研修

(a) 成果

内容について、「校内研修」においては、研究指定校からの要請がほとんどであった。指導案作成や校内研修を推進する上で重きを置きたい視点等、各校の要望に応える形で指導・助言を行った。「市町教委主催研修」においては、服務事務に関わるもの、若手教員やミドルリーダー育成に関わるもの、市町の教育課題解決に向けた支援など多岐に渡る指導・助言を行った。「地区教研」及び「静教研」においては、教科等の研究発表等について指導助言を行ったり授業改善に向けた講話等を実施したりすることができた。

これらの研修会終了後、講師を派遣した23件の内、受講者延べ926人にアンケート調査を実施した結果、肯定的な回答が約98%であり、支援研修の効果が十分であったと判断できる。

評価項目	支援内容や方法(講義・演習)は、これからの実践に役立つ内容であったか			
満足度	当てはまる	やや当てはまる	あまり当てはまらない	当てはまらない
回答数(人)	722	187	16	1
割合(%)	77.9	20.2	1.7	0.1

また、文書による回答からも、「学習指導要領に基づき、具体的な実践内容と結びつけた講義だったため大変参考になった」「主体的・対話的で深い学びの姿が明確になった」「生徒指導提要の理念を理解することができ、生徒指導と教科指導が大きく関わっていることがわかった」「講話、演習、他の参加者との情報交換が組み合わされた充実した研修内容だった」等、受講者が高い満足度を得ていることが読み取れた。

(b) 課題

学校等支援研修への要請内容が多様化しており、静西教育事務所地域支援課職員だけですべての要請に応じることは人的配置状況からも不可能である。したがって、受講者のニーズに答えるためには、今後も総合教育センター、義務教育課など他機関との連携を積極的に図る必要がある。

(c) 課題解決（現状改善）のための方策

今後も、受講者のニーズに対応したより質の高い研修内容の構築に努めていく。そのためにも事

前の打ち合わせを丁寧に行い、研修内容の充実、質の向上に努める。

要請に対して静西教育事務所地域支援課での対応が難しい場合は、市町教育委員会を通して開催期日の変更を依頼したり、内容によっては総合教育センター等他機関と調整したりすることで、できるだけ要請に応じられるよう配慮する。

また、各市町教委が設定している教科指導員と協働して研修会を開催したりする等、市町の研修力向上に向けた研修会の実施などを提言していく。

(イ) 各種研修会等による資質の向上

教頭、主幹教諭、教務主任、研修主任、臨時的任用職員等を対象とした職種別研修、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外国人児童生徒相談員等の外部人材等を対象とした研修等、15の研修と4つの事業を実施した。

<各種研修>

名 称	令和6年度		令和7年度		
	日数	延人数	日数	延人数	実施日
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業連絡協議会	1	307	1	304	4/17
トータルサポート事業研修会	4	33	4	32	4/15, 7/17 12/15, 3/4
市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議	2	49	2	48	4/22, 10/24
新任特別支援学級担任研修	3	493	3	529	I期 4/25 II期5/30 III期7/29
教育課題講習会	1	209	1	209	4/28
スクールカウンセラースキルアップ研修会	2	66	2	58	5/14, 7/2
研修主任研修会	1	205	1	206	5/22
外国人児童生徒担当教員等研修会・オンライン相談会	1	78	1	80	5/29 7/31, 8/25オンライン
スクールソーシャルワーカースキルアップ研修会	3	166	3	141	5/23, 9/5, 12/10
任期付教員等研修会	3	57	3	62	6/2, 9/8, 11/10
中学校外国語科授業づくり研修	1	43	1	76	7/15
小学校外国語活動・外国語科授業づくり研修	3	134	3	139	9/18, 9/22, 9/25
キャリア教育研修会	1	204	1	203	10/2 オンライン
スクールカウンセラー研修会	1	99	1	73	10/15
教育課程研修会	1	210	1	206	10/20

<事業>

事業名	令和6年度	令和7年度
外国人児童生徒トータルサポート事業	相談員等 10人	相談員等 10人
スクールカウンセラー活用事業	S C 67人	S C 73人
スクールソーシャルワーカー活用事業	S S Wer 22人	S S Wer 21人
教職員サポートルーム相談事業	相談員 2人	相談員 2人

◎ 成果と改善

参集による研修では、事前に動画視聴を課し、講義時間を短縮する分、対面でこそ深められる話合いを中心とした研修の充実を図った。また、研修会で使用した講義動画を校内研修で活用できるように配信した。

オンライン研修では、全体に向けた講話を中心にした研修内容を実施した。運営者、研修者共に、オンライン上のブレイクアウトルームを活用した分散会も円滑に進み、充実した意見交換や協議も行うことができた。実施した研修会では高い満足度を得ることができ、学校の実態に即した役立つものであると、高い評価を得た。

生徒指導関係の研修会では、「市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議」を開催したことで、より市町教育委員会の実態に応じた研修を行うことができた。第1回ではスクールロイヤーの講義から「いじめの重大事態に対する学校・教育委員会の対応」について理解を深めた。また、第2回では文部科学省初等中等教育局児童生徒課から講師を招聘し、「いじめ・自殺問題に関する行政説明」により喫緊の課題を把握し、今後の生徒指導の在り方について理解を深めた。講義後、全県の生徒指導担当のグループ協議で各市町のいじめ問題や不登校問題等に対する施策について情報交換を行い、大変有意義な協議会となった。

「外国人児童生徒トータルサポート」「スクールカウンセラー」の活用事業においては、市町教育委員会や学校現場からの要望を聞いた上で、時数の措置をするなどより効果的な活用がなされるよう配慮した。

今後も、「自分ごととして学ぶ子供」の育成を目指し、「学び手の視点で授業をつくる」ことができるよう、授業改善を喚起する研修や、多様化する学校のニーズに対応できる事業の運営に努め、効果的な学校支援となるように、研修や事業の質の向上に努めていく。

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
理科教育設備整備費等補助金	理科教育振興法及び施行令 理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令 理科教育設備整備費等補助金交付要綱
へき地児童生徒援助費等補助金	へき地教育振興法及び施行令 学校保健安全法 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱
特別支援教育就学奨励費負担金	特別支援学校への就学奨励に関する法律及び施行令並びに施行規則
要保護児童生徒援助費補助金	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金交付要綱 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律及び施行令 学校保健安全法及び施行令 学校給食法及び施行令 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金交付要綱
被災児童生徒就学支援等事業交付金	被災児童生徒就学支援等事業交付金交付要綱
教育支援体制整備事業費補助金	教育支援体制整備事業費補助金交付要綱
学校保健特別対策事業費補助金	学校保健特別対策事業費補助金交付要綱
教職員給与の管理	地方自治法(第180条の8、204条) 地方公務員法(第14条、第24条、第25条、第26条) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第42条) 職員の給与に関する条例 職員の給与に関する規則 静岡県教職員の給与に関する条例 市町村立学校職員給与負担法 教育公務員特例法(第13条) 義務教育費国庫負担法 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
教職員の資質向上	教育公務員特例法(第21条、第22条、第23条、第24条) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第21条第8号) 教員研修事業費等補助金交付要綱
小学校、中学校の教職員定数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 静岡県市町立学校教職員定数条例
教職員の人事管理	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第21条第3号)
学校管理体制の確立	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第33条)
教員免許認定・授与	教育職員免許法(第5条、第6条) 教育職員免許法施行規則
学校訪問、幼稚園訪問による教育指導	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第18条第3項) 学校教育法 小学校・中学校学習指導要領 幼稚園教育要領 学校教育法施行規則 静岡県教育委員会事務局内部組織規則

事業名	根拠法令
教育課程と教科指導の充実	学校教育法施行規則
	小学校、中学校学習指導要領
	教育公務員特例法(第21条、第22条)
	静岡県教育委員会事務局内部組織規則
生徒指導の充実	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第18条、第21条第5号)
	教育公務員特例法(第21条、第22条)
	静岡県教育委員会事務局内部組織規則
人権教育の充実	教育公務員特例法(第21条、第22条)
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
	児童の権利に関する条約
	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
	静岡県教育委員会事務局内部組織規則
特別支援教育の充実	学校教育法(第72条～第82条)
	発達障害者支援法
	教育公務員特例法(第21条、第22条)
	静岡県教育委員会事務局内部組織規則
幼稚園教育の充実	学校教育法(第22条～第28条)
	幼稚園教育要領
国際理解教育の充実	小学校、中学校学習指導要領
	静岡県教育委員会事務局内部組織規則
体育・健康、安全教育の充実	小学校・中学校学習指導要領
	スポーツ基本法
	学校保健法
	独立行政法人日本スポーツ振興センター法
	学校給食法
	教育公務員特例法(第21条、第22条)
防犯、防災教育の充実	静岡県防犯町づくり条例(第3章 第9条～第13条)
	静岡県防災教育基本方針

健康管理

1 令和7年度受診状況

区 分	内 容				
受 診 状 況	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">受診者数</td> <td style="text-align: right;">32人</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td style="text-align: right;">32人</td> </tr> </table>	受診者数	32人	職員数	32人
受診者数	32人				
職員数	32人				
受 診 率	100%				
県平均受診率	100%				

(1) 未受診の理由

2 令和8年度在籍者の健康管理区分結果

健 康 管 理 区 分			人 数
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。		人
B 1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要 治 療	人
B 2		要経過観察	人
C 1	勤務をほぼ平常に行ってもよいが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要 治 療	人
C 2		要経過観察	人
D 1	平常の勤務でよい。	要 治 療	3人
D 2		要経過観察	26人
D 3		医 療 不 要	3人
区 分 者 計			32人
未区分者数			人
合 計			32人

(1) 管理区分A～C 2該当者に対する措置状況

(2) 未区分の理由
 ア 産休・育休 人
 イ 新規採用 人
 ウ 自己都合による未受診 人
 エ その他 人
 ()

職 員 配 置 調

(令和8年4月1日現在)

課 別		総 務 課	地域支援課	計
配置職員	職 員 (事務)	9	23	32
	会計年度任用職員	(2)	(1)	(3)
計		(2) 9	(1) 23	(3) 32

※ 所長及び次長兼総務課長は総務課、副所長兼地域支援課長は地域支援課に含む。

預 金 調

(令和8年1月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高(円)	摘要
静岡銀行掛川西支店	無利息型 普通預金	215332	静岡教育事務所 資金前渡者	0	給与法定外控除
静岡銀行掛川西支店	無利息型 普通預金	215343	(自振口)静岡教育事務所 資金前渡者	0	電信電話料、社会 保険料等の口座 振替
島田掛川信用金庫桜木支店	無利息型 普通預金	230637	静岡教育事務所 資金前渡者	0	所得税の納付
残 高 合 計				0	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節名	会計	款	項	目	執行済額(円)		
					令和5年度	令和6年度	左のうち、令和5年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	教育費	教育委員会費	教育管理費	37,400		
計					37,400	0	
(14) 工事請負費							
計					0	0	0
(16) 公有財産 購入費							
計					0	0	0
(17) 備品購入費							
計					0	0	0
(18) 負担金、 補助金及 び交付金					0	0	
計					0	0	0
(21) 補償、補填 及び賠償金							
計					0	0	0

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和8年1月31日現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額(円)		
						うち、令和6年度からの繰越額分	
(12) 委託料							
計					0	0	
(14) 工事請負費							
計					0	0	
(16) 公有財産 購入費							
計					0	0	
(17) 備品購入費							
計					0	0	
(18) 負担金、 補助金及 び交付金						0	
計					0	0	
(21) 補償、補填 及び賠償金							
計					0	0	

公 有 財 産 調

(令和6年度)

区 分	令和6年3月31日現在		増		減		令和7年3月31日現在		摘要
	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	
公有財産に準ずるもの	/	千円 189	/	千円 0	/	千円 0	/	千円 189	
電話加入権	件 5	189	件		件		件 5	189	

令和7年度中増減なし

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和7年度)
(令和8年1月31日現在)

区 分	事業名又は 契約名	内 容	契約額	(契約額の年度別内訳)				
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
長期継続契約	電子複写機	電子複写機の賃借 (契約日) 令和6年4月1日	円 3,199,680	円 639,936	円 639,936	円 639,936	円 639,936	円 639,936

